



令和3年8月5日

静岡地方最低賃金審議会  
会長 畑 隆 殿

静岡地方最低賃金審議会  
静岡県最低賃金専門部会  
部会長 畑 隆

静岡県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月2日、静岡地方最低賃金審議会において付託された静岡県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月4日発効の静岡県最低賃金（時間額885円）は令和元年度の静岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

石川善太郎	株式会社静岡新聞社 編集局 専任局長 論説委員長
畑 隆	学校法人常葉大学 常葉大学 経営学部教授
本庄淳志	国立大学法人静岡大学 人文社会科学部法学科 准教授

労働者代表委員

佐々木勇人	日本労働組合総連合会静岡県連合会 中小労働対策局長・労働条件局長
松浦信司	スズキ関連労働組合連合会 会長代行
丸山玄太	JAM静岡 組織部長

使用者代表委員

秋山辰巳	一般社団法人静岡県経営者協会 専務理事
梶本丈喜	株式会社ケーイーコーポレーション 代表取締役会長
田中秀幸	静岡県中小企業団体中央会 専務理事

静岡県最低賃金

1 適用する地域

静岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 913円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

静岡県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 静岡県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 885円
- (3) 発効日 令和元年10月4日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の静岡県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（101,595円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると静岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

885円（静岡県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）  
×0.817（可処分所得の総所得に対する比率）＝125,665円